

佐賀県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年九月十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市山内町大字鳥海字黒仁田一九六七七の一〇、一九六八四の二、字上平一九七七二の一、一九八四〇の一、一九八四九の二、一九八七六、一九八七八、一九八八三、一九八八四、字西ノ久保二〇四九六の一、二〇四九六の二、二〇四九七の一、二〇四九七の二、二〇五一五の一、二〇五一五の二、二〇五一六の二、二〇五二三の二、二〇五四二の三、二〇五五八、二〇五六〇、二〇五六一の一、字重ノ首二〇八三六、二〇八四〇、字永ノ尾二一〇八の一、字柚釣坊二二二八〇の三、字砂原二一三八五の一、二一三八七、二一五二〇の一、字戸川二一四八九、字狩祭田二一五六四、二一五七五の一、二一六三八、二一六四一、字境野二一七八二、字焼林二一七九二の一、二一七九二の二、二一七九三の二、二一八二八、二一八三六の一、二一八四七、二一八四八の一、二一八七六、二一八七八の二、二一八七九、二一八八二、二一九一二、二一九一六の二、二一九一七の一、二一九一八、二一九一九、二一九二一の一、字狭谷二一九五〇の四、二一九六九の二、二一九八九、二一九九三、字平古場二二〇六〇、字下山二二三一一二、二二三一一一の一、字片八二二三一一二、二二三一一三の一、二二三一一三の三、二二三一一六、大字宮野字木登二二四三五の三、字松ノ木原二二五九七の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市農林商工課に備え置いて縦覧に供する。」